

(仮称) 小平市環境美化の推進に関する条例(案)の概要

1 条例制定の背景・目的

小平市ではこれまで、春の環境美化週間や秋のみんなでまちをきれいにする週間など、自治会等による地域の清掃活動を支援し環境美化に努めるとともに、喫煙マナーアップキャンペーンを市内6駅で実施し、環境美化の意識及びマナーの啓発に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかし、市内ではカン、ビン、ペットボトルやたばこの吸い殻等が道路等の公共の場所にポイ捨てされている状況が散見され、飼い犬のふんを処理せずに放置することや、歩行喫煙等の喫煙マナーに関する苦情や相談が寄せられる状況が続いています。

一方で、東京都受動喫煙防止条例の施行により喫煙環境が大きく変わったこと、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新しい生活様式といわれるように、テレワーク等の在宅で過ごす時間の増加や、店舗から灰皿やごみ箱が撤去されるなど、住民を取り巻く生活環境が大きく変化し、それに伴い、公共の場所にポイ捨てされたカン、ビン、ペットボトルやたばこの吸い殻等が、目立つようになってきています。

そのような中で、市民の関心を高め、環境美化の意識及びマナーのさらなる向上を図ることへの実効性を高めるために、市民、事業者、市がそれぞれに果たすべき責任や基本事項を定めた条例を策定し、取組の土台となる共通認識として位置付け、地域が一体となって環境美化の推進に取り組むことで、住みやすいまちの実現と快適な生活環境の確保を図ります。

2 条例の内容

(1) 対象となる市民等及び事業者

①市民等

市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有する個人、市内で働き、学び、又は活動する個人及び市内を通過する個人

②事業者

市内で事業を行う個人及び法人その他の団体

(2) 市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者が行う環境美化活動への支援、意識の啓発その他の環境美化の推進に係る施策を実施することとします。

(3) 市民等の責務

市民等は、この条例の目的を理解し、環境美化を推進するため、次の①から⑥までに掲げる事項に努めなければならないこととします。

①自らまちを清潔に保全すること。

②自宅及びその周辺において環境美化活動を行うこと又は自治会等の地域団体による

環境美化活動に協力すること。

- ③屋外において、不用となった容器包装、ごみくず等は散乱させることなく、適正に処理すること。
- ④飼い犬等の散歩、運動等をさせるときは、ふん尿を処理するための用具を携帯すること。
- ⑤歩行中又は自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の乗車中において喫煙しないこと。
- ⑥その他、市の実施する環境美化に関する施策に協力して取り組むこと。

(4) 事業者の責務

事業者は、この条例の目的を理解し、事業所、その周辺その他事業活動を行う地域において、清掃その他の環境美化活動に努めなければならない。

(5) 禁止事項

- ①容器包装、ごみくず等のポイ捨ての禁止
公共の場所等での、容器包装（ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装等）、ごみくず等（たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず等）のポイ捨てを禁止します。
- ②飼い犬等のふん放置の禁止
公共の場所等で飼い犬等がふんをしたときに、そのふんの放置を禁止します。

(6) 環境美化推進重点地区の指定及び指導員の設置

- ①環境美化推進重点地区の指定
特に容器包装、ごみくず等のポイ捨てや飼い犬等のふんの放置を防止し、環境美化を推進する必要があると認める地域を、環境美化推進重点地区として指定することができるものとします。
- ②指導員の設置
環境美化推進重点地区において、上記(5)の禁止事項の行為者への指導を行うため、指導員を設置することができるものとします。

(7) 勧告、命令及び過料

- ①勧告
上記(5)の禁止事項の行為者に対し、指導を行ってもなお、正当な理由がなく違反状態が解消されない場合には、指導に従うよう勧告を行うことができるものとします。
- ②命令
①の勧告を行ってもなお、正当な理由がなく違反状態が解消されない場合には、勧告に従うよう命令を行うことができるものとします。
- ③過料
②の命令を行ってもなお、正当な理由がなく違反状態が解消されない場合には、5万円以下の過料を科すことができるものとします。

(8) ごみゼロデー及びみんなでまちをきれいにする週間

市民等、事業者及び市が一体となって環境美化活動を推進するため、以下のとおり期間を定めます。

①ごみゼロデー

毎年^ご5月^み30日以降の最初の日曜日を、市内一斉清掃を推進する日として、ごみゼロデーと定めます。

②みんなでまちをきれいにする週間

毎年10月1日から同月7日までを、市内の環境美化活動を推進する期間として、みんなでまちをきれいにする週間と定めます。

3 施行予定日

令和4年6月1日

4 パブリックコメントの実施

(1) 期間

令和3年11月22日（月）から同年12月21日（火）まで

(2) 方法

電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参

(3) 閲覧場所

市ホームページ、環境政策課、市政資料コーナー、東部及び西部出張所

(4) 周知の方法

①市ホームページ及び市報（令和3年11月20日号）に掲載

②市立図書館、公民館、地域センターなどにおいてチラシを配布